

結 婚 ・ 子 育 て 資 金 非 課 税 廃 止 申 告 書

税務署長殿

令和 年 月 日

受 贈 者	ふ り が な 氏 名	
	住 所 又 は 居 所	
	個 人 番 号	
	生 年 月 日 (年 齢)	昭・平 . . . (歳)

下記の事情により、既に提出した結婚・子育て資金非課税申告書等に係る結婚・子育て資金管理契約につき、下記の通り租税特別措置法第70条の2の3第2項第4号に規定する非課税拋出額がなくなり、又は当該非課税拋出額に相当する額の金銭を支払うべきことが確定したので、この旨申告します。

取扱金融機関の 営業所等	名 称		法人番号	
	所 在 地			
既に提出した結 婚・子育て資金非 課税申告書又は追 加結婚・子育て資 金非課税申告書	非 課 税 拋 出 額		贈 与 者 の 氏 名	提 出 先 の 税 務 署
				税務署
				税務署
非課税拋出額が なくなり、又は遺留 分侵害額の請求が されることとなつ た事情の詳細及び 事情の生じた年月 日				

(摘要)	取扱金融機関の営業所等の 受理年月日
	

備考

- 1 この申告書は、既に提出した結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書（以下この表において「結婚・子育て資金非課税申告書等」という。）に係る結婚・子育て資金管理契約の締結に関する行為若しくは結婚・子育て資金管理契約に係る贈与が無効であつたこと若しくは当該行為若しくは当該贈与が取り消すことのできる行為であつたことにより取り消されたことにより当該結婚・子育て資金非課税申告書等に記載された非課税拋出額がないこととなつた場合又は当該結婚・子育て資金管理契約に基づく信託若しくは当該結婚・子育て資金管理契約に係る贈与が遺留分を侵害するものとして行われた遺留分侵害額の請求に基づき当該結婚・子育て資金管理契約に基づいて信託された金銭等、預入した金銭若しくは購入した有価証券の価額に相当する額の金銭を支払うべきことが確定した場合に、当該結婚・子育て資金非課税申告書等を提出した受贈者が、遅滞なく、当該結婚・子育て資金管理契約に係る取扱金融機関の営業所等を経由し、当該受贈者の納税地の所轄税務署長に提出すること。
- 2 この申告書の記載の要領は、次による。
 - (1) 「受贈者」の欄の
 - (イ) 「氏名」、「住所又は居所」及び「生年月日（年齢）」の項は、この申告書を作成する日の現況により記載すること。なお、相続税法の施行地に住所及び居所を有しない場合には、「受贈者」の「住所又は居所」の項には、同法第 62 条第 2 項の規定により定めた納税地を記載すること。
 - (ロ) 「個人番号」の項には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号を記載すること。
 - (2) 「取扱金融機関の営業所等」の欄の「名称」の項には、「何銀行何支店」のように記載すること。

なお、「法人番号」の項は、当該取扱金融機関の営業所等の長が当該取扱金融機関の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 15 項に規定する法人番号を記載すること。
 - (3) 「既に提出した結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書」の欄の「非課税拋出額」の項には、上記 1 の結婚・子育て資金非課税申告書等に法第 70 条の 2 の 3 第 1 項本文の規定の適用を受けるものとして記載した信託受益権、金銭又は金銭等の合計額を記載すること。
 - (4) 「非課税拋出額がなくなり、又は遺留分侵害額の請求がされることとなつた事情の詳細及び事情の生じた年月日」の欄には、上記 1 の結婚・子育て資金管理契約の締結に関する行為若しくは結婚・子育て資金管理契約に係る贈与が無効であつたこと若しくは当該行為若しくは当該贈与が取り消すことのできる行為であつたことにより取り消されたこと又は当該結婚・子育て資金管理契約に基づいて信託された金銭等若しくは結婚・子育て資金管理契約に係る贈与により取得をした金銭等の額に相当する額の遺留分侵害額の請求がされることとなつた事情の詳細及びその年月日を記載すること。
 - (5) 受贈者の法定代理人がある場合には、「(摘要)」の欄に当該法定代理人の氏名及び住所又は居所を記載すること。